



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ ら た  
 代 表 者 代 表 取 締 役 須 崎 裕 明  
 社 長 執 行 役 員  
 (コード番号 2733 東証一部)  
 問 合 せ 先 責 任 者 代 表 取 締 役 鈴 木 洋 一  
 副 社 長 執 行 役 員  
 (TEL 03-5635-2800)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者並びに議長を社長から代表取締役へ変更するとともに、平成 17 年に執行役員制度を導入して以来、取締役及び執行役員のなかから各部門の業務執行を統括する者を定めており、今般、グローバル競争力を強化するため業務執行体制の機動性の向上を図るとともに、業務執行体制の明確化を図るため、当社定款の定めを変更するものであります。

また、当社の監査役は現在 4 名であります。仮に、3 名未満となった場合に備え、補欠監査役に関して現行定款第 35 条に第 2 項を新設するものであります。なお、第 25 条を新設したことにより、現行定款第 25 条以下の条数を各 1 条ずつ繰り下げるものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>社長</u>が招集する。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>社長</u>が議長となる。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役の中から必要に応じて取締役会長、<u>および取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>新設</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>が招集し、議長となる。  <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 26 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>新設</p> <p><u>2</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 36 条～第 51 条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役の中から必要に応じて取締役会長、取締役副会長、<u>最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、最高財務責任者 (CFO) および最高情報責任者 (CIO) 等</u>を定めることができる。</p> <p><u>(執行役員および役付執行役員)</u></p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、その決議により、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。  <u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第 27 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 37 条～第 52 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日

- 平成 29 年 6 月 28 日 (水)
- 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

以 上